平成23年3月22日 国土交通省 関東地方整備局 城 城 海 上 保 鹿島海上保安署(鹿島港長)

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第四報】

3月22日10時から、茨城港常陸那珂港区、鹿島港において、新たに7岸壁の供 用が再開されましたのでお知らせします。

今回の供用により、東北地方太平洋沖地震発生後、茨城県内の港湾では、11岸壁 が利用可能となります。

1.利用可能な岸壁の概要(下線表記が今回新たにお知らせするもの)

港(区)名	地区名	(上感也) 岸壁名	水深	供用開始日時	備考
			()は吃水 1		
茨城港	第2ふ頭	2-B	(6.5m)	3/20 13:00	本来水深:-9m
日立港区	第5ふ頭	5-D	(9m)		本来水深:-12m
	北ふ頭	<u>C</u>	<u>-10m</u>	3/22 10:00	2
<u>茨城港</u>	<u>イロ/2/3対</u>	工	<u>-5.5m</u>	3/22 10.00	
常陸那珂港区	中央ふ頭	Α	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
	中央ふ頭	В	<u>-9m</u>	<u>3/22 10:00</u>	
鹿島港	北公共ふ頭	С	(8m)	3/20 13:00	本来水深:10m
	南公共ふ頭	ום	<u>(6m)</u>	3/22 10:00	
		Ш	<u>(6m)</u>		<u>本来水深:7.5m</u>
		F	<u>(6m)</u>		
		<u>G</u>	<u>(6m)</u>		<u>本来水深:10m</u>

- 1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。
- 2 隣接する B 岸壁も一部利用可。

2. 対象船舶

当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

3.岸壁利用に関する手続きの連絡先

茨城県 土木部 港湾課 柳岡(やなおか) 勢子(せいし) 電話:029-301-4516

4.今後の対応

茨城港及び鹿島港のその他の岸壁においても、損傷が少ないものから応急的に復旧 し、また航路等も確保し、早期に使用できるよう対応して参ります。

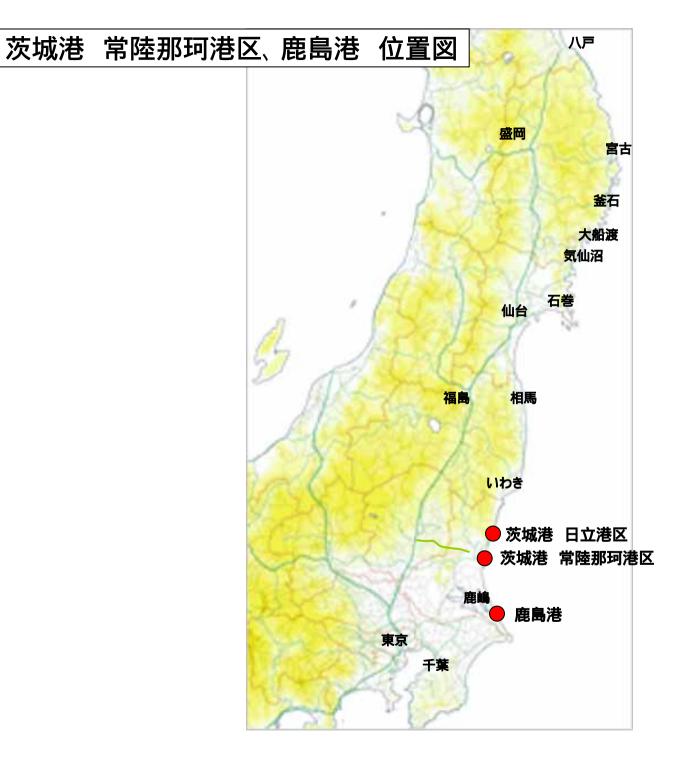
本件問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 東 平 伸(電話 045-211-7415)

須藤 賢一(電話 029-301-4516) 茨城県 土木部 港湾課長

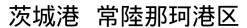
清隆(電話 029-262-4106) 茨城海上保安部 交通課長 守橋

たか の **高野** 鹿島海上保安署 次長 良則 (電話 0299-92-2601)





第2ふ頭地区 2-B岸壁 (吃水制限6.5mにより暫定供用)



北ふ頭地区 C岸壁(-10m)

北ふ頭地区 H岸壁(-5.5m)

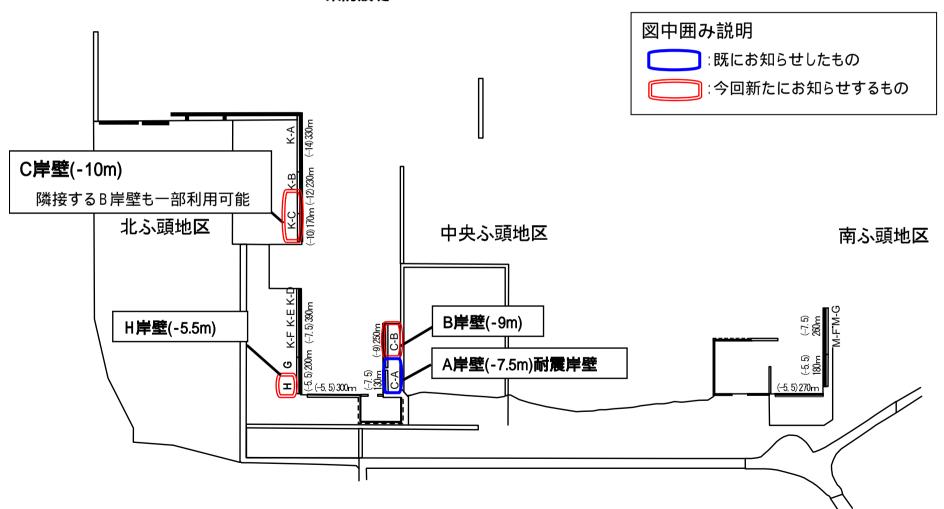
中央ふ頭地区 A岸壁(-7.5m)

中央ふ頭地区 B岸壁(-9m) 位置図

別紙 3







北公共ふ頭地区C岸壁(-8m)位置図 南公共ふ頭地区D、E、F、G岸壁(-6m)位置図

別紙 4

